

坂出市郵便入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が郵便による指名競争入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、坂出市契約規則（昭和40年坂出市規則第2号）および入札及び契約等の心得によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象は、本市において実施する入札のうち、市長が指定するものとする。

(入札の公告等)

第3条 郵便入札に付するときは、坂出市契約規則第6条の規定による公告または同規則第18条第2項の規定による通知（以下「公告等」という。）に、当該規定に基づく事項のほか、次に掲げる事項を併せて掲載するものとする。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(設計図書等)

第4条 入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、公告等に定められた方法により設計書、図面、仕様書その他必要な書類の配布を受けることができる。

(入札書の提出方法)

第5条 入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、入札者の記名押印をした上で、その他公告等に定められた書類がある場合は当該書類とともに、指定する入札書到達期限までに郵送または持参（以下「郵送等」という。）により入札担当課へ提出しなければならない。

- 2 郵送の方法は、一般書留郵便または簡易書留郵便のいずれかの方法とする。ただし、別段の定めをしたものについては、この限りでない。
- 3 入札書の提出にあたっては、工事等名、入札参加者の商号または名称および入札書在中の旨が記載された封筒で提出しなければならない。
- 4 郵便入札に係る入札書等を提出するための費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者が郵便入札を辞退するときは、郵送等により入札書到達期限までに入札辞退届を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入札書の到達後の入札辞退は認めないものとする。

(入札書等の保管)

第7条 到着した入札書等は、入札担当課において開札日時まで厳重に保管するものとする。

2 到着した入札書等は、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

(開札)

第8条 開札は、あらかじめ指定した日時、場所において、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

2 入札参加者のうち立会いを希望する者がいるときは、該当する開札に立ち会うことができる。

(無効入札)

第9条 入札書の到達期限を過ぎて到達した入札は、無効とする。

(落札者等への通知)

第10条 落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者等に口頭または書面等により連絡するものとする。

(入札の延期等)

第11条 郵便事故等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行を延期し、または取りやめることができる。

(異議の申立て)

第12条 入札参加者は、郵便事故等により入札書が開札場所に到達しなかったことを理由として異議を申し立てることができない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。